

改定後	改定前
<p>E T Cカード特約（個人システム型）</p> <p>第1条（定義）</p> <p>（略）</p> <p>6. 「E T C法人会員」とは、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約としんきんビジネスカードF会員規約（以下「会員規約」という）を承認の<u>うえ</u>所定の方法で申込みをし、当社が適格と認めた法人をいいます。</p>	<p>E T Cカード特約（個人システム型）</p> <p>第1条（定義）</p> <p>（略）</p> <p>6. 「E T C法人会員」とは、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約としんきん<u>カード法人</u>「f」会員規約（以下「会員規約」という）を承認の<u>上</u>所定の方法で申込みをし、当社が適格と認めた法人をいいます。</p>
<p>第4条（ご利用代金の支払い）</p> <p>（略）</p> <p><u>2. 前項の支払いに係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は会員規約第34条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」および「マイ・ペイすりボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。</u></p>	<p>第4条（ご利用代金の支払い）</p> <p>（略）</p> <p><u>2. E T C使用者は、貸与されたE T Cカードの利用代金および当該カードに関連して本特約に基づき発生する債務についてのみE T C法人会員と連帯して支払いの責を負うものとします。</u></p> <p><u>3. 前項の支払いに係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードに関する支払区分が「いつでもリボ」、「マイ・ペイすりボ」および「あとからリボ」の場合は、当該支払区分により支払うものとします。</u></p>
<p>第8条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）E T C会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、E T C使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、E T C会員に重大な過失があったものと見なします。</p>	<p>第8条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）E T C会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、E T C使用者がE T Cカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、E T C会員に重大な過失があったものと見なします。</p>

<p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) ETC使用者の家族・同居人・ETCカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) ETC会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p><u>(6) ETC会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>(2) 損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>(3) ETC使用者の家族・同居人・ETCカードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>(4) ETC会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第12条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードの再発行は、当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、ETC会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第12条 (再発行)</p> <p>1. ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、ETC会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第15条 (特約の変更)</p> <p>本特約の変更については<u>会員規約の変更に関する規定を適用するものとします。</u></p>	<p>第15条 (特約の変更、承認)</p> <p>本特約の変更については<u>当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。</u>また、法令の定めにより本特約を<u>変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>

E T Cシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

E T Cシステム利用規程



<https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html>

E T Cシステム利用規程実施細則



<https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html>